

令和5年度滋賀県P P A等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者がオンサイトP P Aモデルまたはファイナンスリースにより、自家消費型太陽光発電等を導入する場合、その導入に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 県税に滞納がなく、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (4) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業および補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、第5条に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手している場合は、補助の対象としない。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費のうち、必要かつ適当と認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、事業実施場所が指定避難所または福祉避難所となっている施設（以下「指定避難所等」という。）の場合は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（千円

未満切り捨て)とする。

2 補助限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を希望する者は、交付申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 収支予算書(様式第1-3号)
- (3) 誓約書(様式第1-4号)
- (4) 滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書(様式1-5号)
- (5) 設備設置承諾書(様式1-6号)
- (6) 申請者に関する資料
- (7) 事業実施場所に関する資料
- (8) 設備に関する資料
- (9) 経費の根拠資料
- (10) 交付申請チェックシート
- (11) その他知事が必要と認める書類

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。ただし、当該事業に要する経費の20%以内の配分の変更その他補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。変更の申請において、様式第1-1号中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替える。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、交付申請書または変更交付申請書の提出があったときは、補助金の審査のうえ、補助金(変更)交付決定通知書(様式第2号または第3号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付すことができる。

3 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書を受けた日から15日以内とする。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、事業遂行状況報告書(様式第6号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき(事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。)は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の(変更)交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第7-1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7-2号)
- (2) 収支決算書(様式第7-3号)
- (3) 事業の実施状況がわかる資料
- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告書の提出があった日から30日以内に額の確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条第1項の規定による交付の決定(変更交付の決定を含む。)の全部または一部を取り消し、交付決定取消通知書(様式第9号)により、通知を行うものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明

確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳（様式第10号）を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から30日以内に、補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(補助事業の公表)

第18条 知事は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取り下げ、第9条の規定に基づく事業の中止または廃止の申請、第10条の規定に基づく事業の状況の報告、第11条の規定に基づく実績報告および第17条第1項の規定に基づく財産処分承認の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年度分の事業に適用する。

様式第 2 号別記（第 7 条関係）

補助金の交付条件

（全般的遵守事項）

- 1 補助事業者は、令和 5 年度滋賀県 P P A 等普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）その他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を当年度内（令和 6 年 3 月 3 1 日まで）に完了するものとする。当年度内に当該事業が完了しない場合は、補助金を交付しない。
また、交付決定前に事業に着手したものについては、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、事業計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の総額の 2 0 % 以上の変更
 - (2) 事業の実施場所の変更
 - (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
 - (4) その他計画内容の大幅な変更
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（財産の管理および処分の制限）

- 5 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助事業者は、取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、知事の承認を受けて処分制限財産の処分を行ったことにより収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（交付決定の取り消し）

- 7 補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、知事は交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。なお、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金等の返還を命じるものとする。
 - (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
 - (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

別表第1（第3条第1項関係）

項 目	内 容																											
補助対象事業	<p>(1) 次に掲げる手法により、自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意（指定避難所等の場合は除く））</p> <p>①オンサイトPPA^{※1}</p> <p>②ファイナンスリース</p> <p>※1 太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。</p> <p>(2) 事業実施場所が滋賀県内であること</p> <p>(3) 需要家が中小企業等^{※2}であること</p> <p>※2 以下の表の資本金の額等または常時使用する従業員の基準を満たす民間事業者（個人事業主を除く）であって、次のいずれにも該当しない者をいう。</p> <p>①発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。</p> <p>②発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。</p> <p>③大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。</p> <p>表：中小企業等の基準</p> <table border="1" data-bbox="507 1400 1406 1883"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>資本金の額等</th> <th>常時使用する従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業または情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者</td> <td>10億円以下</td> <td>2,000人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	資本金の額等	常時使用する従業員	製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下
業 種	資本金の額等	常時使用する従業員																										
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下																										
卸売業	1億円以下	100人以下																										
サービス業	5千万円以下	100人以下																										
小売業	5千万円以下	50人以下																										
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下																										
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
旅館業	5千万円以下	200人以下																										
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下																										

項 目	内 容
補助要件	<p>(1) 導入設備が次の要件をいずれも満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光発電設備が自立運転機能を有していること ※本補助事業で導入する設備により対象施設のレジリエンスが向上すること ② 太陽光発電設備が発電出力5kW以上であること ③ 蓄電池を導入する場合は、総蓄電容量3kWh以上かつ発電出力の同等以下であること <p>(2) 補助金の交付を受けた太陽光発電設備による発電量の50%以上を敷地内で自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）制度またはFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること</p> <p>(3) 需要家とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること</p>

別表第2（第3条第2項関係）

区 分	細 目	内 容
本工事費	直接工事費	
	①材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
	②労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
	③直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の経費をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料および用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
	間接工事費	次の費用をいう。
	①共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去および仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
②現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。	
一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。	
付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。	
機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕および製作に要する経費をいう。	
<p>※消費税および地方消費税は対象外とする。</p> <p>※国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額に第4条に定める補助割合を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）で、補助金額を算出する。</p>		

別表 3

項 目	内 容
補助限度額	<p>需要家が</p> <p>(1) 中小企業等の場合 1,000 千円 (600 千円) ※¹ と発電出力※² に 1 kW あたり 70 千円 (40 千円) を乗じて得た額のいずれか小さい方の額</p> <p>(2) 指定避難所等の場合 1,500 千円と発電出力※² に 1 kW あたり 100 千円を乗じて得た額のいずれか小さい方の額</p> <p>※1 括弧内は、太陽光発電設備単体の場合の金額 ※2 太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値 (小数第 2 位まで)</p>